

2011年における
政権の成果について（警察庁）

平成24年1月

平成23年度地方警察官増員(833人)

1. 公訴時効の廃止に伴う捜査体制の整備〔新規〕～363人

背景

公訴時効の廃止・延長
→「逃げ得を許さない」という国民の期待に応えるべく、長期未解決事件の捜査の継続が必要

匿名性の高い社会への変質、グローバル化の進展
厳しい捜査環境の中で、初動捜査力の強化も一層重要に

問題点

長期未解決事件の捜査に、専従の捜査体制の維持は困難

未解決事件は毎年累積
～約20～30件

指名手配被疑者を追及する専従体制が脆弱

対策

増員

長期未解決事件の捜査に係る専従体制の確保

cf.長期未解決事件数
平成22年4月 358件

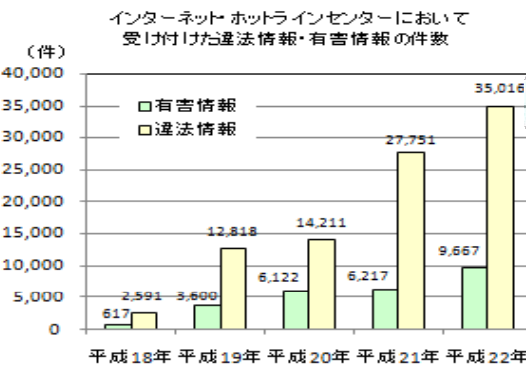
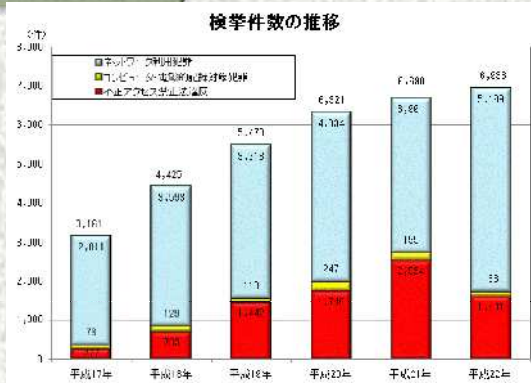
見当り捜査員の増強による指名手配被疑者の検挙活動の強化

2. サイバー犯罪の取締りを強化し、IT社会における国民の安全・安心を確保するための新たな捜査体制の構築〔新規〕～350人

背景

【サイバー犯罪の急増】

【インターネット上の違法・有害情報の氾濫】



問題点

捜査の困難性

1. 広域性

2. 罪種の

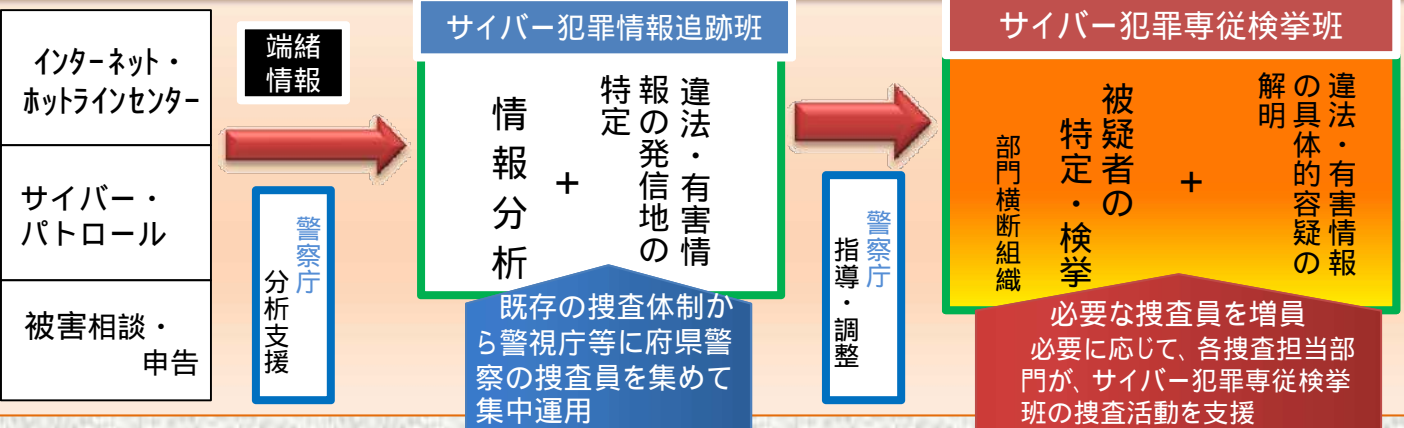
不特定性

サイバー空間における犯罪対策が不十分

新たな治安悪化の要因

対策

警察庁と都道府県警察が連携した広域・部門横断的な捜査体制・手法の確立



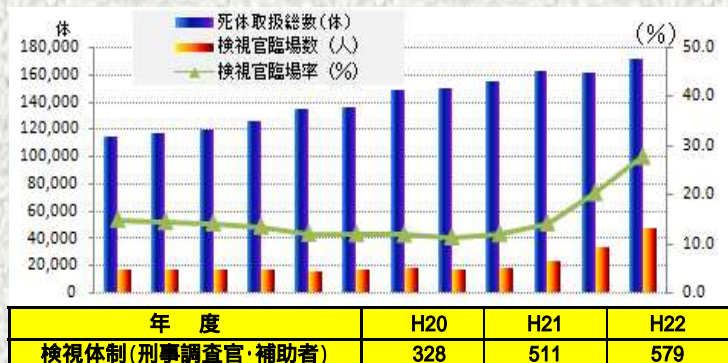
3. 検視体制の強化〔継続〕～120人

(1) 検視をめぐる情勢

警察における死体取扱が急増
平成11年11万4,300体 22年17万1,000体
死因究明に対する国民の関心の高まり

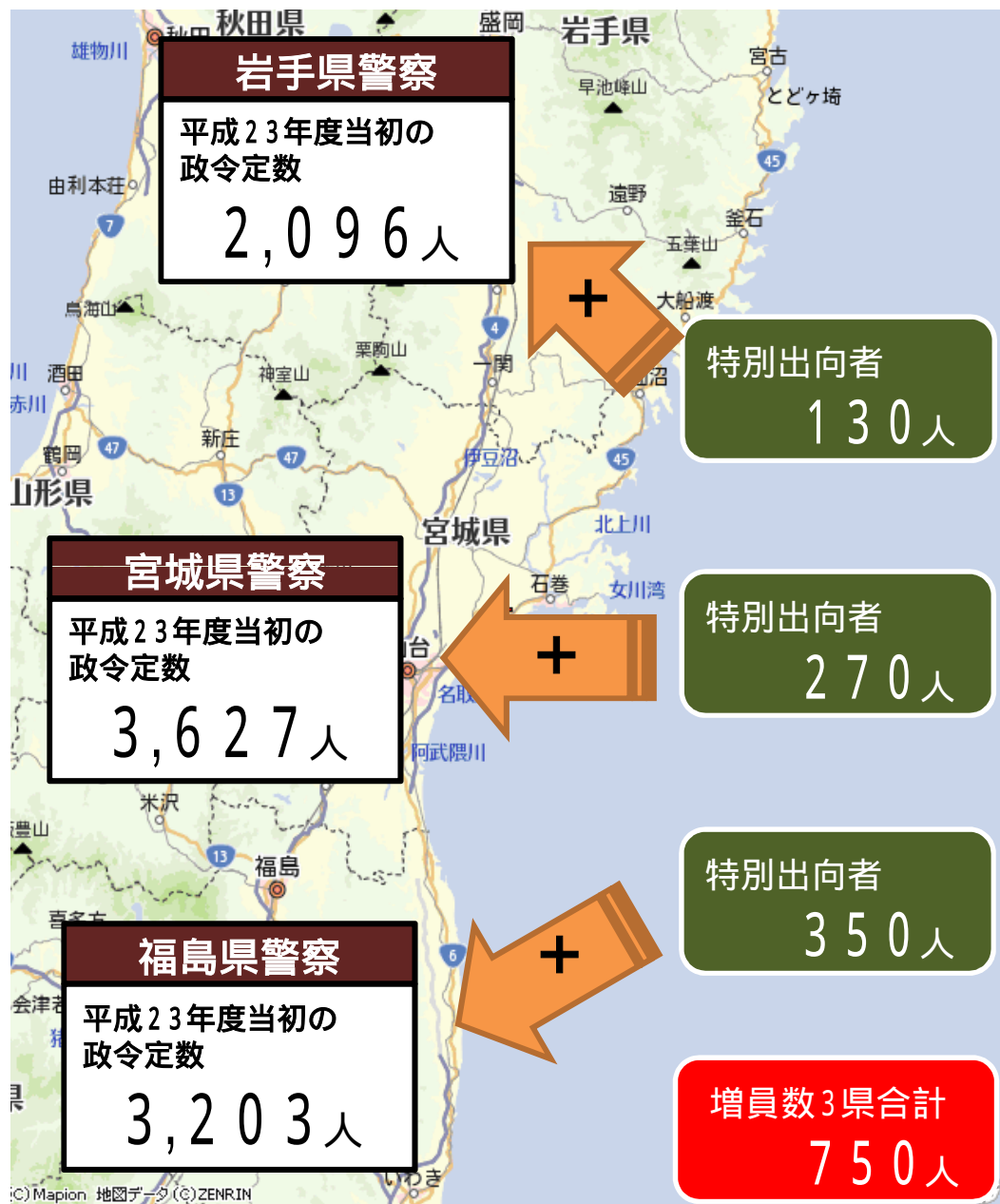
(2) 現状と問題点(増員の必要性)

検視体制の現状
平成21年度182人、平成22年度60人の増員措置
検視官の現場臨場率
平成19年 11.9% 22年 27.8%



年度	H20	H21	H22
検視体制(刑事調査官・補助者)	328	511	579

被災3県警察に対する警察官の増員



任務

1. 被災地の安全・安心を確立するためのパトロール
2. 被災地の交通の安全と円滑の確保
3. 震災に乗じた犯罪の取締り強化

増員内容

平成23年度 750人、平成24年度 750人、
平成25年度 540人
平成26年度以降は、今後検討

特別出向措置

被災地では、直ちに実働力を有する警察官の増員が必要であることから、当初は各都道府県警からの出向者でまかなう。その後、被災3県警において新規採用等により、出向者数を減じる予定。

特別出向開始時期

平成24年2月1日

増員後も、福島県における原子力災害警備関係の部隊等については応援派遣を継続。

被災3県に対する全国警察からの派遣

約87,000人を特別派遣

(延べ約821,000人・日) 12/14現在

岩手県

宮城県

福島県

地震・津波対策

原発事故対策



避難誘導

住民を高台に避難誘導。その過程で多数の警察官が殉職。



救出・救助

広域緊急援助隊等が約3,750人を救出救助。



交通規制

緊急交通路の確保や滅灯信号機への対応等の措置を実施。



身元確認

多数の御遺体を困難な状況の中で身元確認。



警ら・捜査

制服警察官によるパトロールや、機動捜査を強化。



被災者支援

警察官が避難所等を訪問し、きめ細やかな相談活動等を実施。



避難誘導

原発周辺から住民を迅速に避難誘導。



放水活動

使用済み燃料プールへの放水を実施。一定量の注水に成功。



捜索

防護服等を着用しながら捜索活動を展開し、多数の御遺体を収容。



検問・警ら

警戒区域において検問や警らを実施。

暴力団対策の推進

山口組・弘道会対策の推進

- ・ 弘道会ナンバー2(若頭)を始め、中枢幹部を多数検挙しました。

検挙人員の推移

	H21	H22	H23.11
山口組直系組長	6名	25名	16名
弘道会直系組長	3名	11名	19名
弘道会直系組織幹部	14名	32名	41名

社会全体での暴力団排除の推進

- ・ 新たに10省において、省が発注するあらゆる公共事業等の契約条項等に暴力団排除条項を導入するなどの暴力団排除の枠組み作りを推進しました。
- ・ 銀行、建設、不動産等の業界において、契約約款等に暴力団排除条項を導入するなどの暴力団排除の枠組み作りを推進しました。
- ・ 地方公共団体や業界団体と連携し、東日本大震災の復旧事業からの暴力団排除を徹底しています。